

(第一類 第五号) 第四十八回国会

大 藏 委 員 会 議 錄 第十九号

(二六一)

昭和四十年三月十二日(金曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 吉田 重延君

理事 金子 一平君

理事 坊 秀男君

理事 有馬 武藤君

理事 武藤 正義君

理事 伊東 輝武君

理事 奥野 誠亮君

理事 木村 剛輔君

理事 小山 省二君

理事 斎藤 邦吉君

理事 田澤 吉郎君

理事 地崎 宇三郎君

理事 渡辺 栄一君

理事 佐藤 觀次郎君

理事 野口 忠夫君

理事 平林 剛君

理事 米内山義一郎君

理事 竹木 孫一君

理事 大蔵大臣 鈴治 良作君

理事 大蔵政務次官 鍛冶 良作君

理事 大蔵事務官 (主計局次長) 鳩山威一郎君

理事 大蔵事務官 (國有財產局長) 江守堅太郎君

理事 文部政務次官 押谷 富三君

理事 原田 義君

理事 山中 貞則君

理事 堀 昌雄君

理事 岩動 道行君

理事 鳴田 宗一君

理事 木村武千代君

理事 孝行君

理事 砂田 重民君

理事 竹内 黎一君

理事 野呂 恒恭君

理事 毛利 松平君

理事 渡辺美智雄君

理事 只松 祐治君

理事 平岡忠次郎君

理事 藤田 高敏君

理事 横山 利秋君

理事 竹木 孫一君

理事 大蔵大臣 鈴治 良作君

理事 大蔵政務次官 鍛冶 良作君

理事 大蔵事務官 (主計局次長) 鳩山威一郎君

理事 大蔵事務官 (國有財產局長) 江守堅太郎君

理事 文部政務次官 押谷 富三君

三月十二日

委員谷川和穂君、西岡武夫君及び濱田幸雄君辞任につき、その補欠として野呂恭一君、竹内黎一君及び佐藤孝行君が議長の指名で委員に選任された。

たします。

財政法(昭和二十一年法律第三十四号)の一部を改正する法律

○吉田委員長 これより会議を開きます。

財政法の一部を改正する法律案を議題とい

名高速道路の建設もこの問題の光明が優先されませんと、その進展は阻害をされましようし、いろいろと各方面の情報を調べますと、これは単に農地の転売による所有権の帰趨だけではなく、政府が指導している農業改善事業の中で、耕地整理が進んで、農業經營者が地目変更の登記をするときには、あらためて民有か国有かの解釈論で一もめするというぐあいに、新しい問題を提起していくわけであります。私はこの問題をこのまま放置することは許されないと思いまして、再度政府の唱えている国有とその論拠について反駁する質問を展開したい、こう考える次第であります。

などについて全国的な調査をするような指示をお發しになりましたかどうか。

○江守政府委員 国有でありますところのいわゆる青地の面積は推定によるしかないのですが、いま板木、新潟などを加えると一千万坪を下らないのではないかということをお話をございましたが、私どもも多分そういうことであろうと思っております。全国的にこれらのものを調査して、正確に何坪であるかということを調べることについで通牒でも出したかということでございますが、これは出しておりません。と申しますのは、これらのものがいまに至るまで国有財産法に定められ

ても、その実態を知る上で少しうれしいです。

うことで、財務局長から東京法務局長に対しまして、登記所の仕事のやり方として、そういう市町

○江守政府委員 国有でありますところのいわゆる青地の面積は推定によるしかないのでございま
すが、いま柄木、新潟などを加えると一千万坪を

先ほど私が指摘をいたしました昭和三十五年八月二十五日付の関東財務局長の通牒、「二線引の畦畔地について」の書類によりますと、こうい

村長などの証明でこういうことを処理するということはやらないでほしいということをお願いした
わけあります。

ことが書いてあるわけであります。「当局所管の国有財産について実態調査を実施したところ、二線引の畦畔地を隣接地主が地目変換に便乗し、自己所有の畦畔地として地方行政厅の証明を取り付け、公図抹消を行つている事例が各所に見受けられ、特に三多摩地区においては著しいものがあり、国有財産管理上まことに遺憾とするところであり

○平林委員 それはわかりましたよ。それはわかつているけれども、いま三多摩地区で六十九件、三千三百三十二坪、これは市町村長の證明を得てそうして公図抹消の手続がとられて土地台帳に記入をされて、この問題についてはけりがついておると私は理解しておりますのですが、どうでしよう。

ます。」こう書いてあるわけで、さります。そこで、全国的なことは別といたしましても、三多摩地区においてこれらの問題があつたということで通牒

は民有であるあるいはこれは国有であると申しますことは、個々のそれぞれの土地につきまして権利関係を明確にいたしまして処理するものでござ

〇江守政府委員　その当時財務局で把握しておりました件数は六十九件、三千百三十二坪でござりますが、これはもちろんそこにありますところの地区の実情はしからばどうなつておるであります。しかし、この三多摩が出ておるわけございますが、どうなつておるでありますか。局部的にしばつてその実情をひとつ御報告を願いたいと思うのであります。

いります。個々にいま申しました件数のものにつきまして、どの程度その後そういうた権利関係が明確になり、話し合いがついて、民有地に移すべきものは民有地に移したかということは、いま私資料を持っておりません。とにかく権利関係を明確にし、話し合いの上で個々的に処理をするという方向で仕事を進めております。

国有地の青地がこれですべてと云ふことはございませんで、この通牒を出しました當時わかつておりました件数、数量が六十九件、三千百三十二

○平林委員 私は、この三多摩地域の実情について、すみやかに調査をして資料を出してもらいたいということを半月前に事務当局には申してある。

○平林委員 坪数はわかりましたけれども、それをどういふふうにされたのですか。

わけであります。まだその実情がわからない。あなたは全国的なことはそれは金がかかるて、手間がかかるてなかなか困難だから、さしあたりほど

○江守政府委員　この通牒を財務局長が出しましたのは、当時そういった二線引きの畦畔地につきまして所轄の市町村長の証明などによりまして、

うも乗り出せないというお話でございましたけれども、現に問題になつてゐる点は、やはり実情を調査する必要があるんじゃないですか。私はそれ

登記所がこれを民有地に書き変えるといふような措置が行なわれたのでございます。二線引き畦畔地が国有地であるかどうかということはつきまし

に基づいて今後の判断をきめるという態度が少な
くとも積極的な態度というべきですし、この問題
の解決に当たることができるわけです。私は、こ

ては、先日の委員会におきましてもこれは明らかに国有であるというふうに私どもは思つておるわけでござりますので、そういったものが市町村長

の問題はひとつ資料を後に提出してもらいたいと
いうことを、委員長にもお願いいたしておきたい
と思うのであります。

の証明が出されてそれを登記所で受け付けて処理されるということはきわめて好ましくないとい

○江守政府委員 資料を提出いたします。

ら――具体的な例はまだそのほかにもございま
す。神奈川県の足柄上郡大井町におけるある事業
会社の本社の移転、名前を申し上げてもよろしい
と思いますが、第一生糸本社の移転に伴う畔田の
実情についても、ひとつ御調査を願つて私に報告
をしていただきたいとと思うのであります。

そこで、きょうは少し先回問題を提起しました
本論をやりたいと思うのであります。

内部でいろいろ検討した結果、青地といつてもいろいろ意味がたくさんあるわけですが、その中でこれとこれはこの際民有としようではないかと、いろいろな結論が出たと聞いておるのですけれど

○江守政府委員 私どもはいわゆる青地といいま
すものが、すべて国有であるということを主張しま
す。どういうふうには考えておりません。いわゆる
青地と申しますのは、公図の上についております
符牒でござります。その符牒がある地方では緑色
に塗つてある、ある地方では薄黒色に塗つてある
というような公図上の一つの符牒でございます。そういう
で、こういった符牒についておりますいわゆる青
地につきましても、その後國が地元の方にお賣り
したというようなところもございます。そういう
のはすべて土地台帳に載つておりますので、たと
え公図の上では青地、いわゆる青地の区分を受け
ておりましても、それらのものは民有であるとい
ふうに考えております。そういう間に青地の口

には農道のようないわゆる公共の目的に使用され
ておるもののがござります。これらはすべて建設省
所管の公共用財産でございます。これらにつきま
しては明白に国有地として管理をいたしております。
ただこれがもし農道の必要がなくなつたという場
合には、これは大蔵省のほうに引き継ぎを受けま
して、普通財産としての觀点から管理処分をする
ということにいたしております。それ以外の青地の
中には、形式的に申しますと、土地台帳に何ら登載
をされていない土地、これについては一応沿革の
に國のものであるというふうに考えておりますけ

れども、それらの上におきましても民法上認められたところの取得時効の要件が完全に法律的に備わっている。いうようなところにつきましては、國はみずからその所有権を主張するというようなことをするつもりはございません。それ以外の土地台帳に登載をされておらず、先ほど申しましたような二、三のものを除きました土地につきましては、これは国有地として管理、処分をする。ただその管理の実情はまだ国有財産台帳に登載をいたしておりませんので、不十分ではございますけれども、全国的な実態調査とあわせまして、漸次これを台帳に登載をして、管理、処分をしてまいりたいというふうに考えております。

○平林委員 いま国有財産局長のおっしゃったことはなかなか重要なことだと思うであります。土地台帳に載っているもの、これは民有地であるというお話をございます。また土地台帳に載っていないものであっても、時効取得の条件に合致するものであれば、政府はそれを国有地として争わない。もちろんこれにはたぶん訴訟が必要なんですがございましょうけれども、私は一つの政府の新しい見解として譲歩だと考えておるわけです。しかし問題はそれだけでは解決しません。それでまた私は沿革から言いまして、二線引き睦畔はすべて民有であるという主張をしているわけではありません。これはあとで論争しますけれども、最初お話しがありました点、もう少し確かめてみたいと思うのであります。

たとえば土地台帳に載っているものはこれは民有であるとおっしゃった。ところが土地台帳の載り方はいろいろあるわけですね。たとえば土地台帳の中には一つの例を申し上げますと、田が何反、畠が何反、そして外畦畔が何歩、こういうふうに記載をされることによれば、土地台帳に掲げられる、こういうことでございますから、その限りはあるものはその本地を所有している人のものである、明確でありますけれども、実際の土地へいくと、今まで使用しているところの土地といま土地台

帳に畔畔、外畔と書いてあるやつが、これははだん使われないようなあぜ道としてどっちの所有が明確を欠くというような実例が非常に多いのです。土地台帳に載っているものがそうであります。土地台帳にはかってみたら、外側のはうにあつた自分がいま使ってないというものは、あなたの言明によってこれは自分の所有であるといふうに認められるわけですね。これはあなたがの言明によって訴訟はすいぶんたくさん解決してしまいますよ。そのとおり確認してよろしくうござりますね。

○江守政府委員 まず最初に土地台帳に載っているものはすべて民有地であるとおっしゃいましたが、それは私は先ほどの問題にお答えする意味で、そういう申し上げたので、土地台帳に国有地として載っているところがございますが、これはこの問題にあまり関係がありませんが、念のために申上げておきます。

それからいまの外畠畔の問題ですが、明治六年に初めて地所名称区別というもので官有地、民有地といふものの区分をいたしました。官有地、民有地の区分の基準を示したのでござります。その基準を示しましたときにいろいろの基準を示しておりますが、実態的に考えますと、これこれこれこれのもの、そして民有地でないものというふうに書いておるわけでござります。したがいまして、この基準だけでは官有地、民有地の区分は實際問題としてはできない。したがって、明治政府は明治九年から十四年ころまでにかけまして、全國で今まで申しますところの実態調査というようなものをいたしました。民有地であるということが明確に確認できるもの、これに対する地券を発行いたしまして私有権を認めたわけでござります。いま申されましたが外畠畔といふようなものは、その当時において民有地と認めたものでござります。ただ、それではなぜそのような外畠畔といふような処理をしたかと申しますと、民有地の中に地券の発行を受けて地租の課税を受けるもの、それから区入費と申しておりますが、地方税的的な

ものでございますが、地方税の課税を受けますも地券の発行を受けて税金を納めない土地、免稅を受ける土地があつたわけでございます。その外畦畔というのは、地券の発行は受けるけれども、免税をするといふ意味で、一般の自己の所有地とは区別する必要があつてそういう措置をしたのかと私は思います。要するに外畦畔は、そういう意味で明らかに民有地でございます。

○平林委員 実態に従つて解釈していかねど、とばのやりとりだけでは問題が残ると思いますけれども、私の質問に対して大体合意なさつたと私は認めます。

そこで第二の問題は、取得時効に相当する条件があるものは民有地でよろしいという政府の解釈は、いきなり、じゃあこれは民有地だというのじゃなくて、所有者がそれに対するところの必要な手続をとつて初めて民有地にするのだ、こういう御解釈でござりますか。

○江守政府委員 そのとおりでございます。申しますよりも、もつと嚴重にこの処理は進めなければならぬと思っております。と申しますのは、時効の援用ということは、現在の判例法に基づきましてこれは訴訟上の弁護の手段として認められるということをごぞいます。したがいまして、たゞ相手方が取得時効でこれはおれのものだとうことを財務局にお申し出になりましても、財務局はああそうですか、時効が成立しておりますからこれは民有地に書きかえましょうというわけにはまいらないのでござります。これはやはり占有の事実、所有の意思その他の事実関係につきまして裁判上明白にする、しかもそのことを時効の援用をなさうとする方が積極的に裁判上これを主張なさるという手続を踏んでからでなければ、国有地を民有地に切りかえるということはいたしかねるというふうに考えております。

○平林委員 私は、この問題の処理は別に考えられないと考えておるわけです。いまのように何万筆、何十万筆に分かれるようなものを一々訴訟で受け付けておりましたらたいへんなことになる。

○江戸政府委員 そのとおりでございます」と申しますよりも、もつと嚴重にこの処理は進めなければならぬと思つております。と申しますのは、時効の援用ということは、現在の判例法に基づきましてこれは訴訟上の弁護の手段として認めることでござります。したがいまして、たゞ相手方が取得時効でこれはおれのものだといふことを財務局にお申し出になりましても、財務局はああそうですか、時効が成立しておりますからこれは民有地に書きかえましょうというわけにはまいらないのでござります。これはやはり占有の事実、所有の意思その他の事実関係につきまして裁判上明白にする、しかもそのことを時効の援用をなさうとする方が積極的に裁判上これを主張なさるという手続を踏んでからでなければ、国有地を民有地に切りかえるということはいたしかねるというふうに考えております。

そしてまたもう昔から自分のものだと思っているわけですから、それを積極的理由をつけてやるといふようなめんどうなことはなかなかいたいへんです。そういうことから考えますと、むしろこの際新しい法律などを用意されて処理していくほうが賢明だと考えておるのであります、これはもう少し政府において検討してもらいたいと考えるわけでございます。

そこで、いまお話をなつたことの中でも、あきらめの結果、政府から新しい解釈が出されましたので、その問題について政府の見解をややこまかくお尋ねしたわけでありまして、本質的な問題はこれからでございます。

道、つまり畦畔は公共用財産として建設省に移管してあり、都道府県にその管理をまかせてあるというお話をございましたけれども、政府の国有財産白書にはそういうことは書いてないですね。公共用財産というのは道路、河川、海浜地などがあるが、これらは国自財差台帳に登載されていないの

で、総額二百三十一億円の中には含まれていない、というようなことが書いてあります。私の指摘するようなものが公共用財産だとうようには規定しておらないのです。これは新しい説ですか。

○江守政府委員 国有財産法で国有財産台帳の規定がござります。その中で、政令で定めるものはこの国有財産台帳に載せなくともよろしいということになつております。それに基づきまして施行令の二十二条の二で、これこれのものは国有財産台帳に載せなくてもよろしいということになつておる。いまお話しになりました農道等のいわゆる認定外の道路は、このようなことで国有財産台帳に載せておりません。載つてはおりませんけれども、国有財産法上公共用財産というふうに概念されておる財産でございます。

○平林委員 これは問題を提起したにすぎません。しかしこの間私が質問してからあなたも少し勉強なさつたようでござりますけれども、一総引

○平林委員 古くから言われていることばじゃないのです。かなり新しくなつてからつくったのであります。かなり新しくなつてからつくったのであります。古くからそう言われております
○江守政府委員 古くからといふことは私まで承知しておりません。
○睦畔といふことはいつごろできたことばか御存じですか。私が問題を提起しておりますいわゆる無地番、二線引き睦畔、このことばはいつごろできたことばかお調べになりましたか。

す。私もいろいろ調べてみたのです。明治初期の地租改正の研究その他いろいろな古文書がござりますから、そういうものの軸並み調べてみたのですが、どこをさがしても二線引き畔壁ということがよく出てこない。これが出てきたのは、あなたの

ほうの三十五年の通牒に出ている。それから、やはりいろいろなことを調べている人がございまして、その資料を見ると、やはり明治初期にできたことばかりなのです。ずっとあとで土地台帳ができる、土地台帳に付図をつけなければならぬということに規定されて、いろいろなことをやつて

いる間に出来たことばで、私の調査ではかなり新しくなつてからこういうことばが出てゐるのではなくかという感じがするわけでござります。ほかには見当たりません。それですからあなたの言うように、太政官布告によつてすでにこの二線引き畦畔は国有地であるなどという議論はもちろん成り立たないわけであります。特に地租改正の明治初期の実情を調べてみますと、あなたが常々国有地であるという主張をされておる太政官布告百二十号、こういうのは地所の名称区別を改正したものでありまして、この地所名称区別の布告の中に畦畔といふことばは出てこないのです。したがつてあなたが主張されておるところの明治七年太政官布告百二十号の中には畦畔ということばは出ていない。そしてこれはそれぞれ地所名称区別を明らかにしたものだけ布告でありまして、すなわち私が指摘するような二線引き畦畔あるいは外畦畔というものを国有地であるというような根拠は見当たらないのでござります。これは本質的

な国民の所有権に関する事項でありますから、明確にどういう根拠で国有財産であるとおっしゃるのか、もう一度はつきりその後の研究も含めてお答えをいただきたいと思うのであります。

○江守政府委員 まず最初の二線引き畦畔でござりますが、二線引き畦畔ということばは、明治初年の官民有地区分をいたしました際にももちろんそういうことはございません。ただそういった実体はございました。と申しますのは、地租改正の

ための官民有地の区分をいたしまして、実地に即した調査をいたしまして、それに基づきまして地券を発行いたしましたのでござりますが、その際地券とともに字限図あるいは字引図というようななもののが作成されております。これは現在のこ

とばで申しますと公図に当たるものかと思ひます
が、そういつたいま申しますところの二線引き畦
畔あるいは青地というようなものがすでにその当
時からそれらの図面上にあつたのではないかとい
うふうに私は思つております。
それからただいま仰せの明治六年の地所名称区

別といふものには畦畔といふことばはないぢやないかといふことでござります。仰せのとおり官有地は第一種、第二種、第三種、第四種かくかくのものだといふうに書いてござりますが、その中に畦畔といふことばはございません。ただ第三種の官有地はこういふものだということを第一に書いてござります。「山岳、丘陵、林、藪、原野、河海、湖沼、池沢、溝渠、堤塘、道路、田畠、屋敷等其他民有地ニアラサルモノ」というふうに書いてあるわけでござります。先ほども申しましたようにこの地所名称区別といふのは、あくまで官民有地を分ける区分の方法でございまして、この区分の方法が出来たから直ちに官民有地が明白になりまするというものはございません。民有地にあらざるもの、あるいはまた逆に民有地のほうについて見ますと、官有地にあらざるものといふような表現で書いてあるところがたくさんあるのでござります。したがいましてこれが実際に民有地であるかどうかかといふことを調査しなければこの標準を

適用する方法がないわけでござります。こういう意味で、明治九年一九〇六から明治十四年一九〇一までにかけまして、政府は全国的にこういった調査をしたのでござります。その結果、民有地でないといふものは、国有地として地券を発行しなかつたのをございます。さらに明治三十二年になりまして、国有土地森林原野下げ戻しに関する法律といふ法律を出しております。この法律は明治初年の官民有地区分に従つて官民有地を一応分けて、民

有地には地券を発行したのであります、その後、その当時においては官有地として地券を発行しなかつた土地についても、民有であることが明らかに確認できるもの、その証拠のあるものについて国民の方からお申し出がありました際には、

その官有地の下げ渡しをいたしまして、地券を発行いたしております。したがいまして、まず最初に一応の調査をした、その後さらにその修正をするような措置をしておるという意味で、地券を発行されていない土地は少なくとも国有地であるというふうに私どもは思つておるわけでござ

○平林委員 政府のおっしゃることは、私が調べた範囲においては間違つておる。というのは、地券の発行がないから畠畔は官有地であると政府はお話しになつておるわけでありますけれども、地券というものは明治初期の地租改正の歴史を調べてみますと、土地の売買を行なうその証明書というような役割りを果たしておるものであります。所有権といふのは徳川時代にもあるんですよ。そうして明治新政府になりますから、この土地の検地を行ななけばならない、検地は太閤時代からあつた。豊臣太閤が検地をした時代から検地ということを行なわれて、租税を取り立てておった。だからその当時からも所有権といふものはそれぞれの農民に与えられておつた。そこで明治新政府になつて新しい統一地租をつくる必要が生まれて、いろいろな建議がされて地租改正が始まつたわけであります。そしてその最初にはもう土地の売買はかゝってだとうよういろいろな通達もあって、

そういうものに関連して地券が発行された。地券の発行されない限りは所有権がないなんて理屈はない。しかもその土地の測量をし、今まで言えば土地を二線引きとか、実線だとか、付図をつくるのは官がつくったんじゃないですよ。みんな国民のほうがそれぞれの村あるいは町のおさ、古老を中心にしてつくり上げて、それを政府のほうが調べて、まあよからうということになつていった歴史があるわけです。ですからお上からくださったものでなくして、地券発行があるからこだ、これ議論は全くなり立たないし、「明治八年七月八日本局議定出張官員心得書」「地租改正條例細目ノ内」第二章第四条には、「數個ノ畦畔ヲ跨り一筆トナス地ハ總積ノ内ヨリ畔敷ヲ除去シテ別反別ヲ定ムヘシ」こうありますて、初めからそういう規定で畦畔は除かしてやつておる。官の命令でそういうふうにしておるのである。

また同じく第三章の第一条には、「畔敷等ノ如キハ番外トシ第二章第六條ニヨリ処分スヘシ」とあるだけで、ここからも官有地ということばは出てまいりませんし、いすれにしても地券の発行がされていないから、これは官有地であるという理解は、私は成り立たないのではないかと思う。ですからそういう意味から、これはいろいろな規定を調べてみましても、初めから民有地である。あとで政府のほうが理屈をつけて、これは何もないから官有地である、こういうふうにきめていったのではないいかと疑うのですが、その点はいかがですか。

○江守政府委員 明治初年の、いま仰せのいろいろの処理をいたしましたときにおいて、畦畔地はすべて国有地であるということではございませんで、畦畔であってもその当民有と認められた土地はあつたのですございます。私が申し上げておりますのはそうでなくして、地券を発行されなかつた土地は、先ほど申しましたような意味で国有地

であるということを申し上げておる。話がいろいろわざわざわしくなりますので、これもまた地券地券と申し上げておりますけれども、明治二十年になりまして地券の制度は廃止になりました。こした際に、先ほど申しましたように、土地台帳に載せてあるものは、特別の国有地のほかは民有地である。土地台帳に全然載っていないものは、これは先ほど申しましたようないろいろ調査の結果を前提にいたしまして、民有地ではないといふような解釈で土地台帳がつくられた。したがって土地台帳に載っていないものは民有地でないと申しております。ただこのことは、混乱をいたしますのは、青地は全部国有地かという議論と混乱をするのであります。青地は先ほど申し上げましたように、青地の中には公図上二線引きあるいは青地となっておりましても、その中には、ものによっては土地台帳に載つておるものもあるわけです。これらは当然民有である。だから公図云々という問題よりも、公図の表示そのものよりも、土地台帳に載っているかないかということによつて、民有、官有を区別するより方法がないということを申し上げておるわけであります。

土地をこれは国有地であるなんということになつたら大混乱が起るわけです。いまは知らないからいいですけれども、知つたらいいへんなことになる。

そこで、私が今まで政府のお話を聞いておりました地券のことについては、いま私が指摘をしたことで検討してもらいたい。

それからもう一つは、地租を納めていないのだから民有地ではなくて国有地だとさきの委員会においておっしゃったのですけれども、これも調べてみると、明治十七年三月十五日、七号の地租条例の原案にこういうことが書いてある。そしてこれは後に地租法として施行されたのですが、その地租法の第一章第二条に、「民有地中左ニ掲クル諸目ハ地租ヲ免ス。」として、「荒地、公立学校地、郷村社地、墳墓地、用悪水路、溜池、堤塘、井溝、畦畔、公衆ノ用ニ供スル道路」というものが掲げてあります。ここに畦畔というとばが生まれてまいりまして、地租は免ずといふことになつておるわけです。ですからいままで地租、今日で言えば固定資産税でございましようが、こういうものを納めていないのだからこれは国有地だとも指摘しておきたいと思うのであります。

それからもう一つ、一番大事なことは、大蔵省の一部にはこの二線引き畦畔が後年私人の権利放棄によつて国有化したかのように見る向きがありましたが、これも間違っているんじゃないいか。権利放棄に必要な正当な方法や手段がなされていないこと、それから私人の意思が全くそこになかつたこと、当該地の変遷や専用の状況等をもつても証明されるのであります。国有財産局長に考えてもらいたいのですが、畦畔というのは畦畔そのものが独立して存在するものじゃないのですよ。この点一番大事なことだと思うのです。畦畔といふものはそのものが独立して存在するものじゃないということです。畦畔は本地に付随をしておるのですよ。つまり本地である田や畠を耕作するために必要なものが畦畔です。ですから本地の所有が民

有であればそれに付随する畦畔というのは民有である。これは間違いないのですよ。それが土地会帳に記載されていないからとか、地券が発行されていながらとかいう理屈で、いまになつて官有地であるというのは間違つてゐるのです。畦畔のものには独立して存在するものじゃないですよ。私はそこの理屈さえよくわかれれば、いまあらためてこれは国有だなんて言わないで、すみやかにこの問題は民有地であると処理をすることが民心安定のために最も必要だ、こう考へるのであります。いかがでしようか、あなたは大臣でないけれども実際の実務を担当しているのですから……。

○江戸政府委員 畦畔といふものは本地に付随するものである。本地の所有が民有であれば畦畔も民有であつて、これは常識だ、こう思うのです。そういう形で処理すべきだと思いますが、いかがでしようか。

なつていなければ時効を主張なされば当然民有地になるべき土地だと思います。私が申しておるのは、そうでない、もう農道的なものあるいは地方にあります非常に傾斜地などでだれも利用しないような土地、しかも明治初年に地券が発行されず、土地台帳ができたときにそれに登録もされなかつたというような土地は、これはやはり国有地ではないかということを申しておるのでござります。

○平林委員 私は繰り返して申しますが、二線引き畦畔を国有地と認定する大蔵省の見解は間違いである、したがつて現在出されておる通牒は再検討しておかなければならぬ。三十五年の通牒は少なくともいまあなたがおっしゃったようによくまかく認定をしているわけではないですね。一括して二線引き畦畔は国有地であるときめつけて、以後登記は受け付けるなど書いてあるわけですから、もしかりに、私の主張よりは離れているけれども、あなたがこの委員会で説明されたことが現在の政府の見解であるならば、昭和三十一年度の通達というのは全部書き改めて、あらためて通牒を出ししなさい。そうでなければ無用な混乱が起ることだけですよ。そうでしょう。通牒をあらためて出し直す必要が少なくとも現段階においてもある。

○江守政府委員 三十五年の関東財務局の出した通牒は、その前提といたしまして法務局に対しまして、市町村長の單なる証明によつて登記所が国有地を民有地に書きかえるというようなことはやめていただきたいということをまず法務局に申し上げて、そして法務局の御了承を得ております。それに基づきまして出した通牒でございますが、その中にも区分は原則として大蔵省所管の普通財産に属するものである、原則としてというふことを申しております。したがいまして、二線引き畦畔地はこれはすべてノ一文句に国有地であるということを言つておるのではないのであります。ただその処理がきわめてばく然とした処理で、権限のない役所の事実上の判定に基づいてなされては困るということを申しておるのでござります。

で、われわれはこれらの処理については実態調査に合わせて促進をしなければならないことはもちろんでございますけれども、三十五年に財務局長が出しました通牒の趣旨は今まで私は守るべきものであるというふうに考えております。

題を提起したいと思つておりますからこの程度で
終わりますけれども、あなたはあまり固執をしない
で、農林省、建設省とも見解を統一なさる必要
があると思うのです。政府の見解はばらばらです
よ。農林省の農地局管理課の見解では、畦畔は田
畑に付随するもので、民有が原則で、国有畦畔と
いうものは原則としてあり得ないものだという見
解を出しております。大蔵省はそれとあべこ
べのことを言っておるのであります。若干の譲歩をして
いるけれども、通牒は間違っていないから訂正し
ない、こうおっしゃつておる。農林省とよく相談

して政府の統一見解をきめなさいよ。
○江守政府委員 先ほど申しましたが、畦畔とい
う意味だと思います。農林省が言っておられるの
は、農業生産上ある人に専属で利用されるべき畦畔

というようなものに国有地があるはずはない、これは私どももそう思います。確かに明治初年の官民有地の区分の際におそらくそうなっていると思います。そうでなしに、畦畔という名前を使っておるけれども、農道のような意味で使つておる

ところがあるわけであります。それらにつけても
官民有地の区分の際に、民有の明確にされるもの
は民有地にしておるのでありますし、そうじやな
くしてその当時そういうことも明白にできなかっ
た、そのため土地台帳にも載せなかつたという
ようなものは国有地であるということを申したの
でありまして、もちろん建設省、農林省とよく打
ち合わせをいたしますけれども、私どもはどうも
議論がいろいろ分かれまして、分かれますと同時
に、実態についての認識が少し食い違うところは
だけのやりとりになりますし議論だけになります
が、その辺のところを三省よく打ち合わせまし
て——これは私どももいたしましても、こういつ

○平林委員 私はあと意見だけ申し上げて終わりますけれども、この二線引き畦畔の公図を訂正する場合に、土地台帳にも実地にも適合していく必要があります。あまり正確でない公図に筆境を表示するといふ点では、二線の実線による畦畔の図表方式は混乱を招くのじゃないかと思います。二線引き畦畔の公図のあらわし方そのものが所有権の点をめぐつていろいろ争いを起こす原因になりますから、今日二線引き畦畔の公図は実態に即して訂正をなさつて実線であらわすような形に持つていいたならば、こういう問題は将来にわたって起きてこないのじゃないか。この問題を提起するとともに、そういう点についてもあなたのほうで農林省がや建設省とも相談をされて処理をされていかれたらしいのじやないか。

それからきょうあなたが多少新しい説といいますか、こまかくお話しになりまして、土地所有者が本来本地の地目変更に伴つて二線引き畦畔の公図抹消を行なうとする例がこれから多くなると思うのでありますけれども、この場合にも私はできれば一つの法律案を用意されまして、それに基づいて一括処理をなさるほうがかえつていろいろな便がいいのではないか、そういうようなこともあります。同時に今日まで工場の敷地あるいは家屋の新築その他土地造成でもうすでにこうした問題が出でこないからわからない。しかしそみやかにこの問題にケリをつけて固定資産税の問題について

も処理をしていかなければならぬ問題が発生しておるわけであります。民有か国有かわからないがために相当膨大な工場敷地がありまして、その固定資産税の行くえをめぐって、地域においては問題になつておるところもござりますから、この固定資産税の問題に関連をしてもすみやかに解決をする必要があると私は思うのです。

いろいろ申し上げたいことはござりますけれども、そうした点をひとつ考えられてこの処理を促進をしてもらいたい、そう要望いたしましてこの問題についての質問は終わります。

○吉田委員長　この際、国立学校特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。
質疑はありませんか。——御質疑ないようですが、本案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

○吉田委員長　この際、国立学校特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。
質疑はありますか。——御質疑ないようですが、から、本案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

○藤田(高)委員　国立学校特別会計法の一部を改正するにあたりまして、私ども社会党の立場を明確にし、より一層の發揮を図る所存であります。

過般來の質疑を通じても明らかにいたしましたが、今回の改正の主たる目的を過密対策に求めておるのでありますけれども、本来の教育に関する法律の制定やあるいは改正を行なう場合の基本的な理由というものは、そのことによつて教育水準の向上にいかに効果があがるかということを中心的にすべきであるということが一つであります。第二には、今次改正にあたつて政府は過密都市解消ということを理由にしておりますけれども、質疑の中で明らかになりました点は、現在時点におきましては、現在ある学校のあと地利用についてはいかなるものに利用するのか、その具体的な

計画案すら不十分なまま法律改正を行なうことにはなはだ不見識であり、またその改正目的が十分に達成されるかにつても多くの疑問を持つつものであります。

以上の基本的な立場に立ちまして、これが実施にあたりましては、以下申し上げる幾つかの点を十分尊重することを要請いたします。

その一つは、これが実施にあたっては当該大学における教育の自由が侵害されないこと、また当該大学の意思と意向を十分尊重して、かりそめにも中央集権的な立場から権力的な干渉をしないことであります。

第二は、過密都市解消を有力な目的とした法律改正でありますから、当然のこととして、先ほども触れましたが、その目的が十分果たされたるよう、あと地利用をすること。したがってあと地利用にあたっては現状と大同小異のものに利用しないとともに、利権対象に利用されないよう特別配慮を行なつてもらいたいということです。

第三は、この資金運用にあたっては、つなぎ融資であり、その返還条件の見通しも明確でありますので、その限りにおいて今回は賛成をいたしましたが、これが今後の措置として特別会計のわくを拡大しきれないようになります。

最後に、第四の要請事項として、借り入れ金の返済が授業料の値上げにはね返つたり、あるいは教育水準を引き下げるようなことのないように当然のこととして配慮をしてもらいたい。

以上の事項を要請いたしまして、本案に賛成を続いて採決に入ります。

○吉田委員長 御異議なしと認めます。よって、おはかりいたします。

本案は原案のとおり可決いたしました。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○吉田委員長 再び国有財産に関する件について質疑を続けます。平林剛君。

○平林委員 それでは、先ほど質疑を展開いたしました二線引き畦畔の問題につきましては、時間の都合あるいは今後政府の提出資料を待つてまだ議論しなければならぬ点がございますので、一応、私、きょうの質疑はこの程度で留保して、次の問題に移りたいと思います。

○吉田委員長 関連質問を許します。武藤山治君。

○武藤委員 先ほど来平林委員からたいへん農民の立場から見たら大きな問題を提起されて、本委員会で二度にわたって質疑応答がなされております。この問題は非常に重大でありますから、私は委員長に、おりを見て、法務省、特に登記関係の担当責任者を本委員会に招致して、畦畔の処理について現状がどういう状況になつておるか、こういう点の調査をさらに進めるということを本委員会で確認をしておいていただきたい。さらに局長は、先ほど、民有地である畦畔もあるし、一口に國有であるか民有であるかということは断ぜられない、非常にこまかい概念規定が必要だということをも答弁されておりますので、民有地に属する畦畔とは何であるか、またそれが三十五年以降なり戦後どういう処理がされて、無償で農民に、公団が訂正された件数はどのくらいあるのか、そういうような点も明らかに資料で本委員会に提出をしてもらうように要求をいたしておきます。詳細について理事会で御協議いただきたいと思います。

○吉田委員長 これにて討論は終局いたしました。

○吉田委員長 本件に対する御要求は、所有権に「異議なし」と呼ぶ者あり

関する問題でございますので、非常に重大な問題だと思います。国にとりましても、個人にとりましても重大な問題でございますので、理事会でよく御相談をいたしまして、効果的な資料が出されよう、また将来この件につきましては、本委員会でも時期を見て十分御審議を願いたいと思つております。

○平林委員 それでは、今後の処置を待つことにいたしまして、私は、続いて接収貴金属の処理のその後の事情についてお尋ねをいたしたいと思います。

今国会に、大蔵省設置法の一部を改正する法律案というのが内閣委員会に提出をされまして、接収貴金属の処理をしておりました部課が縮小されるということになつておるようでございます。これを契機にいたしまして、今国会におきましても、従来大きな問題になりました接収貴金属の処理がどういうふうに進められてまいったかということを確かめることはきわめて必要なことだと考えまして、きょうは、その接収貴金属の処理の状況がどうなつておるか、また現在未処理の状況は

えますと、金につきましては日銀で三十四年の六月に保管しておりますが、そのうちすでに返還をいたしましたのは千二百二十六トン強でございました。八十トンでございます。銀につきましては千七百六十トン強ございまして、そのうちすでに返還をいたしましたのは千二百二十六トン強でございました。これは三十九年の暮れまでの数字でございま

すが、そのほか白金につきましてごく少量のものを引き渡しをいたしましたほか、ダイヤモンドにつきましては十六万一千カラットを持っています。

は、歴史的な問題もござりますし、それだけに本

金、ダイヤモンド、いろいろ日本銀行の地下に眠つておるこの接収貴金属の処理につきましては、歴史的な問題もござりますし、それだけに本

金、ダイヤモンドでございます。

さて、その処理につきまして私も希望がござります。

から、それを申し上げたいと思うのであります。

まず接収貴金属の処理の仕事は、そ

れぞれの金、銀、白金、ダイヤモンド等の貴金属につきまして、その所有者がだれであるかといふことを明確にいたします仕事と、所有者がきまります。最初の所有者を明確にいたします仕事は、

おはかりいたします。

本案は原案のとおり可決するに御異議ありませんか。

○吉田委員長 御異議なしと認めます。よって、おはかりいたします。

これは法律施行後一年以内に請求をした方に對して処理をするのでございますが、六百二十六件請求がございました。それらに対しまして一件ごとに接収貴金属等処理審議会にかけまして、何ぶん確定することでございますので、慎重に審議をいたしました。その仕事がほぼ終了をいたして、本年三月末までにそういった関係の仕事は終了するということでございます。それからもう一つの、そういうふうにいたしまして所有者の明確に返す仕事でございますが、このほうの仕事は、今年の三月末までにそういったことであつた関係の仕事は終了するといつてございます。それからもう一つの問題につけてお尋ねをいたしたいと思います。

○平林委員 それでは、今後の処置を待つことにいたしまして、私は、続いて接収貴金属の処理のその後の事情についてお尋ねをいたしたいと思います。

今国会に、大蔵省設置法の一部を改正する法律案というものが内閣委員会に提出をされまして、接

收貴金属の処理をしておりました部課が縮小されるとということになつておるようでございます。これ

れを契機にいたしまして、今国会におきましても、従来大きな問題になりました接収貴金属の処理がどういうふうに進められてまいったかということを確かめることはきわめて必要なことだと考

えますと、金につきましては日銀で三十四年の六月に保管しておりますが、そのうちすでに返還をいたしましたのは千二百二十六トン強でございました。八十トンでございます。銀につきましては千七百六十トン強ございまして、そのうちすでに返還をいたしましたのは千二百二十六トン強でございました。これは三十九年の暮れまでの数字でございま

すが、そのほか白金につきましてごく少量のものを引き渡しをいたしましたほか、ダイヤモンドにつきましては十六万一千カラットを持っています。

は、歴史的な問題もござりますし、それだけに本

金、ダイヤモンドでございます。

さて、その処理につきまして私も希望がござります。

から、それを申し上げたいと思うのであります。

まず接収貴金属の処理の仕事は、そ

れぞれの金、銀、白金、ダイヤモンド等の貴金属につきまして、その所有者がだれであるかといふことを明確にいたします仕事と、所有者がきまります。最初の所有者を明確にいたします仕事は、

おはかりいたします。

本案は原案のとおり可決するに御異議ありませんか。

○吉田委員長 御異議なしと認めます。よって、おはかりいたします。

○江守政府委員 そのとおりでございます。
数量であると承知をしておるわけであります、
そのとおりでござりますか。

○平林委員 そこで私、法施行当時所有しておりました賃金属について、大蔵省が提出をした資料によりますと、食い違いができるんです。たとえば私のところに提出をされた資料によりますと、現金、未だ支給されてゐない現金、つまり

○江守政府委員 私どもが御報告いたしました数字は、銀につきましては、三十四年の六月に千七百六トン四百八十八キログラムという数字を御報告いたしました。いま平林委員の仰せになりまして、その数量との違いは、三十三年ころに銀貨製造用として造幣局に引き渡した分がその差額に相当するのではないかと思われます。

○平林委員 私もそうだと思うんですよ。だけれども法施行当時は、まさしく二百二十四億円、二千百四十トン百八十一キログラムあつたはずなんです。その当時あつたならばあつたように私に対する提出資料でもそう記載しておけばいいじゃないですか。どうしてここには百八十億円というふうに資料を提出なさったのですか。

○江守政府委員 私も、国有財産局長に就任しま

現時価に換算をいたしますとともに、なるのではないかと思うのでありますけれども、その点はいかがでしようか。
○江守政府委員 仰せのとおり、金につきましては、グラム四百五円、銀につきましてはキログラム当たり一万五百八十円、白金につきましてはグラム八百九十九円というふうなその当時の評価に基づいた評価額でござりますので、これをいま政府が处分いたしますとすると、これよりも上回る金額になるかと思います。

○平林委員 ですからどのくらいになるでしようかと聞いておるわけです。金が一グラムいまどのくらいになりましようか、銀についても白金について相当の値上がりがございましよ。ダイヤモンドでも当時は一カラット四万五千円ですか、い

○平林委員 金が四百五円であったのが六百六十円ぐらいの時価であれば、現在高九十一億円は、大体めどで計算をいたしますと百二、三十億円になるでしよう。銀は当時一万五百八十四円が一千万円と相なりますれば、現在の保有が五十億円で算定されていますが、七十五億円以上になるでしょう。すぐ出てくるじゃないですか。ダイヤモンドについては一カラット四万五千円とかいろいろございまして、これは国際的な関係もございいますが少なくとも最近は金の高騰、銀も高値でございまして、こういったものを全部合わせて、いま体どのくらいするであろうかということは、なかなか申し上げることが私どもとしてはできない、いうのが現状でございます。

何か意味を持たして申し上げておるというものではございません。

O 平林委員 現在の二百二十五億より相当高くな
るということは、間違いないことであります。

それから私この資料をいただきまして疑問に
思つたことが一つあります。それは白金の単価一
キロ八百九十円とございまして、この評価は処理
法施行時の単価により行なつたとありますけれど
も、私が承知している限りでは、当時千四百二十
円なんですね。八百九十円じゃないのです。これは
古い記録を調べたのですが、当時でさえも千四
百二十四円しておる。政府から提出された資料によ
りますと、八百九十円になるのですが、これはど
ういうわけで低目に換算したのか。どうも接収貴
金属の処理の問題につきましては、いろいろ資料

○江守政府委員 そのとおりでございます。
○平林委員 そこで私、法施行当時所有しておりました貴金属について、大蔵省が提出をした資料によりますと、食い違いがでています。たとえば私のところに提出をされた資料によりますと、銀は、法施行当時百八十億円と書いてあります。しかし、現在提出された資料は百八十億円、黄、私が持つておる資料ですと、二百二十四億円と、四十四億円、トン数においてもかなり違ふうのですけれども、どうしてこういう違いが出でたのでしょうか。まあ推測すると、百円銀貨や一千円銀券なども、この間に発行されたので、それらの金額が加算されたものと見受けられます。あるいはその他で一般会計に帰属したものと削除されたものと見受けられます。さて、故意ではないでしょうかけれども間違えて私は、せっかくいただいたんですけれども、こういうふうにそのつど法施行当時現在の現在高を間違えて、故意ではないでしょうかけれども間違えて私は、資料を提出するというののはいかがでしょうか。

して以来、私が心得ております数字はこの数字でござります。三十四年の六月に法律を施行いたしましたときには、銀につきまして日本銀行で保管しておきました数値は、まさにこの数字でござります。したがいまして平林委員のおっしゃいました数字は、この法律施行前に政府が造幣局に引き渡した数量ではないかと思います。

○平林委員 私の持つておる資料は、三十二年四月二十日、接收貴金属監理官事務所で調べた資本でござりますから、いまお話をのように、法施行時となりますが、それより若干ズレていることは間違いないございません。しかしこの問題は從来からいろいろ問題があつたことでござりますから、やはり法施行當時現在という形で、資料を残すよりも、最初の分、こういふものだけだと、いう記録を残しておいたほうが後日のためにもなりますし、またそこに無用な誤解を生ずることを避けることがであります。

そこで、先ほどお話をありました昭和三十九年十二月末現在の保管数量が、金、銀、白金、ダイヤモンドを含めて二百一十五億円とござりますけれども、これも法施行當時現在の評価額で換算をすれば二百二十五億円になるというのであって、をしてもらいたいと思うのであります。

いろいろ時の価格がございましたけれども、現時
に換算をすると幾らになりますかということを
聞いておるのであります。

○江守政府委員 現在の時点では評価いたします
幾らになるかということは、実は計算してござ
ません。たとえばダイヤモンドにつきまして十
万一千カラット、七十二億と申しておりますが
これは個数にいたしまして百五十万個近いダイ
モンドでございます。しかも鑑定につきまして
非常な手数と技術と、やり方についても非常に
重を期さなければなりませんので、これの再鑑
定のはいま直ちに行ない得ない。それから
たこれが一体幾らぐらいするであろうかという
うなことも、私どもとしてはちょっと判断をい
しかねます。ただ金につきましては、四百五円
評価しておりますが、これは例の金特で年々産
を買います金額がこの金額でございます。相場
六百六十円ぐらいいたしておるのではないか。
は一万五百八十円で評価しておりますが、ただ
まは一万五千円ぐらいするのではないかと思ひ
ます。したがいましてそういった意味の金、銀等
つきましては、ある程度の目安はつけることは
きますけれども、非常に大きな部分を占めます
ころのダイヤモンドにつきまして、再鑑定とい

的にもあつちにいったり、こつちにいったりするもので、疑問でございます。この点はどういうわけですか。

○江守政府委員 当時の東京税關の通關のときの値段で調べた価格がこの値段だということでござります。それでこの値段一般の問題でございますが、私たちが仕事を処理いたしてまいります際に、自分たちと申しますか、日銀に保管をしてわれわれが仕事を進めておる金、銀その他の貴金属が、一体どのくらいの値段であろうかということは、もちろん一応心得ていなければならないことございますけれども、それはたいした意味がない、と申しましては少し申し過ぎかもしませんけれども、それは一応の目安であつて、それが実際幾らになるかということは、こういった処理が済みまして、これを一つ一つ売つていく、返還するものはどうではございませんが、とにかく処分するものについては、売る際にその値段がきまつていくものでございますので、そういう意味で、いわばわれわれが一種の擬制的な意味で持つておる価格であるというふうに御了解いただきたいと思うでございます。

○平林委員 私はあとで提案をしたいので、前に

こういうことを申し上げておるのでですが、決してあまり意味がないというものじゃないと思っていっているのです。時価の換算ということは重要だと思つてゐるのです。そういう意味で、こまかいですけれども、お尋ねしておるわけであります。

もう一つお尋ねしますが、政府の資料では、金が約三百二十六億円、銀が百三十億円、また白金が四千七百万円、その他水銀が三百万円、合計四百五十七億円というものが、今までの間にすでに引き渡し済みであるとございますけれども、この四百五十七億円の中には、政府が持つておるもののが相当あるんじゃないでしょうか。つまり、日本銀行であるとか、あるいは造幣局の特別会計であるとか、貴金属の特別会計であるとか、一般会計に帰属すべきものが相当数入つておるのじゃないかと思われるのですが、現在まで引き渡し

済みの四百五十七億円の中で、政府の関係する一般会計その他に帰属をしたもののはどのくらいの割合で、金額はどのくらいになつておりますか。

○江守政府委員 金は全体で百三トンございまして、いままでに八十トン返還をいたしておりますが、そのうち日銀に返しましたのが七十六トンでございます。政府に帰属いたしましたのが二・七トンでございます。それから銀につきましては、一千七百六トンのうち千二百一十六トンを返還しておりますが、そのうち政府に干四十二トン返還をいたしております。白金は全部政府でございまして、水銀は全部民間でございます。

○平林委員 いまのお話で私ちょっと感ずるのですけれども、大多数が政府のであるということは間違いないですね。同時にまた、法施行当時保管

してありました金のうちで現在まで引き渡しの分をいまお話しになつたのですけれども、比較してみると、政府の分もまだ処理できていないじゃな

いですか。要するに、私の言うのは、政府といふのは、一般会計、貴金属特別会計、造幣局特別会計、日本銀行などでございまして、一番簡単に處理できそうな政府関係のものも、まだ全部処理されていないじゃないですか。そうでしょう。民間のほうは立証その他でなかなか困難な仕事だと私は御同情申し上げますけれども、何年もたつたのに、政府内部のものは処理されてないじゃないですか。これはどういうわけですか。

○江守政府委員 金につきましては、今後二十二トン返還をいたすことになりますが、そのうち政

府に返還されると思われますものが十二トンござります。この政府に返すものがおくれていてるのであります。局なんかにございましたものについて、その帰属関係を明確にするのが、比較的むずかしかったといふこと、これはつまり、取られましたときと現状との状況が違つておる。一つのインゴットのよ

うなものになつておつて、それを分割しなければならないというような事情もありまして、おくれて

いるということでございます。

○平林委員 接収貴金属監理官調べによりますと、昭和三十二年四月二十日当時、交易當團等の合で、金額はどのくらいになつておりますか。

○江守政府委員 金は全体で百三トンございまして、約十四億円、銀がお金にかえて二十八億円、白金が三億円、ダイヤモンドが七十億円、合計して百十六億円というふうに私は資料を持っておるわけありますけれども、この処理はどういうふうにございましたか。つまり、交易當團はじめ、中央物資活用協会、金属配給統制株式会社、金銀運営会、旧軍委託機関、それぞれのものについてはどういうふうに処理なさいましたか。

○江守政府委員 これらの交易當團、金銀運営会、

そういうものは戦時中の供出を集める政府機関であつたわけでございます。戦後それらの回収機関にございました金、銀、それらを進駐軍に接收されたということでございます。したがいまして、その所有者は、一応形式的には交易當團といふことになるわけでございますが、それはすなわち、もう政府に返還されるものということで、そ

ういった交易當團その他の戦時中の回収機関に返還されますものは、すべて政府のものでございまして、先ほど申しました金、銀等のうち、政府と申し上げましたものの中にはそういうもの所

有したもののがたくさん入つております。

○平林委員 そこで私は本論に入りますけれども、これだけの貴金属の処理が進められてまいりました。三十九年十二月末現在で総計二百一十五億円、これを現時価に換算いたしますと、まず四百億円近くなるでしよう。また引き渡し済みの四百五十七億円、時価に換算すればもっと大きくなるでしょう、約六百億円以上になるでしようか、そのうちの大多数が政府、つまり一般会計、あるいは造幣局特別会計、貴金属特別会計、日本銀行、

それぞれへ帰納されておるわけでございます。日本銀行の場合は別にいたしましても、政府関係に帰属したもの、あるいは現在未処理のもので将来は造幣局特別会計、貴金属特別会計、日本銀行、

私どもいたしましては、この貴金属をすみやかに処理をいたしまして、そうしてこれを一つの事

業団体をつくり、名称をいえば、科学及び社会保

障充実基金というべき、仮称でございますが、そ

ういうものをつくりまして、この貴金属を換価し

て、その分を預託し、運用益が生ずる。その運用

益を利用して、ひとつ科学とかあるいは社会保

障充実、それはそうたくさんはできないでしよう

けれども、そういう方面に活用されるようになります。具体案はいまあなたがうつらうつらしてい

るときに申し上げました。

○銀治政府委員 金はやはり為替準備に使うために売れないということございます。売れるのはダイヤモンドでございますが、これもいろいろ前から研究されておるのでですが、どういう方法でや

るか、まだ具体的に案はできておりません。案ができるばひとつ処分して早く活用したほうがいい

のではないかと思っております。

○平林委員 金は為替準備のほうに回すという御方針ですね。銀はどうするつもりですか。

○銀治政府委員 銀貨をこしらえるもとにします。

○平林委員 それにしては多過ぎるですね。ダイヤモンドについても、これは政務次官も御承知のとおりに、第二十四国会における衆議院の議決で、接収貴金属の処理により國家に帰属させた収入金の使途は何ら意思の決定がしてございません。でありますから、第十六国会でこの接収貴金属を取

り扱つた特別委員長の報告が生きてくるのではなくいか。この特別委員長の報告によると、「換価処

分による収入金をもつて特別会計を設け、その資金を戦争犠牲者等のために支出すること。」とい

うのが特別委員長報告でございまして、本会議においては与野党満場一致これが承認を見ていく形

で、この接収貴金属の処理についての使途は、現

在のところ国会の心思はそういう方向に向かって

いることは事実でございます。そこで私は、いま

金は金準備のほうに、銀は百円銀貨のほうにと、

こういうお話をございましたけれども、相なるべきは接収貴金属の性格、歴史的な沿革等から考えまして、これらについてはひとつ効果的な使い方をしていったらどうか。そして時価に換価いたし

ますと相当の金額なんです。先ほどたいしたことではないとおっしゃったが、相当の金額です。この金額をすみやかに処理して換価し、そしてそれを基金にいたしまして、科学技術振興及び社会保障充実基金というような名称をもつてその用途に当てるというようなことは、私は時宜に適した考え方じゃないかと思うのでありますし、社会党としてもこれはひとつ政府に十分検討してもらいたいと考えておるわけでございまして、私はこの委員会を通じて提起をいたします。したがって、政務次官、この問題につきまして政府関係で御相談なさって、すみやかに結論を出していただきたいと思ひますが、いかがでしようか。

○鐵治政府委員 御趣旨はまことにけつこうだと思ひますから、ひとつ研究いたしましょう。

○平林委員 これで私の質問は終わります。

○吉田委員長 参考人出席要求に関する件についておはかりいたします。

まず、所得税法案、法人税法案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の各案について、來たる十六日、税制調査会委員松隈秀雄君、武藏大学教授佐藤進君、全国銀行協会連合会会長中村一策君、日本証券業協会連合会会長福田千里君及び全国中小企業団体中央会専務理事稻川富雄君に参考人として委員会に出席を認め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

また、金融及び証券に関する小委員会において、來たる二十九日、金融に関する件について、全国銀行協会連合会会長中村一策君、日本興業銀行頭取中山素平君、富士銀行頭取岩佐凱実君及び住友

銀行頭取堀田庄三君に参考人として出席を求め、意見を聽取いたしたいと存じますが、御異議ありません。

○吉田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次会は来る十六日午前十時より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十七分散会